

兵庫県公報

令和3年8月11日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則	ページ
○ 財務規則の一部を改正する規則（会計課）	1

公布された法令のあらまし

◎財務規則の一部を改正する規則（規則第40号）

新型コロナウイルス感染症の対策に要する経費のうち迅速な支払を要するものについて、前金払をすることができるよう、所要の整備を行うこととした。

規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第40号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第58条中「附則第7条」を「附則第7条第1項」に改め、「保証事業会社の保証に係る公共工事に要する」を削り、「補償費」を「次に掲げる経費」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 補償金
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症の対策に要する経費のうち、知事が別に定めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。